

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの期間、50年4月から同年6月までの期間及び54年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで  
② 昭和50年4月から同年6月まで  
③ 昭和54年10月から55年3月まで  
④ 昭和57年8月から61年3月まで  
⑤ 昭和62年7月から63年3月まで  
⑥ 平成6年10月から7年8月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、私が納付をしていた。職業上、住所を転々としていたが、国民年金の加入期間は夫婦共に保険料を納めていたので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③については、それぞれ短期間であるとともに、申立人は、それぞれの申立期間前後の国民年金保険料を納付している。

また、申立期間①について、申立人は申立期間直前の昭和46年12月にA町からB町へ住民異動し、約3か月のみ居住していることが確認できるところ、同様に3か月のみ居住であったA町についても、当該期間の国民年金保険料を現年度納付した上で、国民年金の住所異動も適切に届出していることが同町の国民年金被保険者名簿から確認できることを踏まえると、申立期間①についても保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②について、申立人の夫に係る当該期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間②直後の昭和50年7月から51年3月の保険料は、52年3月2日に過年度納付していることが確認でき、当該時点で

は、申立期間②についても過年度納付できる期間であることを踏まえると、申立人についても申立期間②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間③については、申立人は、その夫が厚生年金に加入していた期間である昭和 54 年 5 月から同年 8 月の期間は国民年金に任意加入しており、特殊台帳にも得喪年月日及び種別変更が記載されていることから、申立人は申立期間当時、種別変更届等の手続を適正に行っていたことが確認できることを踏まえると、申立期間③についても保険料を納付したと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間④については、44 か月と長期間である上、当該期間は国民年金の任意加入期間であるものの、申立人は、「任意加入して国民年金保険料を納付していたとの認識はない。」と供述しており、保険料納付をうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間⑤については、当該期間直後の昭和 63 年 4 月から平成元年 11 月までが申請免除期間である上、申立人夫婦は、国民年金の再加入手続や保険料納付についての記憶が曖昧である。

さらに、申立期間⑥については、当該期間直前が国民年金の第 3 号被保険者期間であるところ、申立人に一定以上の所得が確認されたことにより国民年金の強制加入期間へと切替えがなされたことが推認できる上、申立人から、当該期間に係る国民年金保険料の納付についての具体的な供述はなく、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立期間④、⑤及び⑥については、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間、50 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 大分国民年金 事案 774

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの期間及び48年11月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで  
② 昭和48年11月から49年3月まで  
③ 昭和54年9月から57年6月まで  
④ 昭和62年7月から63年3月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、妻が納付をしていた。職業上、住所を転々としていたが、国民年金の加入期間は夫婦共に保険料を納めていたの  
で、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①及び②については、それぞれ短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料を納付している。

また、申立期間①について、申立人は申立期間直前の昭和46年12月にA町からB町へ住民異動し、約3か月のみ居住していることが確認できる  
ところ、同様に3か月のみ居住であったA町についても、当該期間の国民年金  
保険料を現年度納付した上で、国民年金の住所異動も適切に届出している  
ことが同町の国民年金被保険者名簿から確認できることを踏まえると、申立  
期間①についても保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②について、申立人の妻に係る当該期間の国民年金保  
険料が納付済みである上、申立人は、申立期間直前の昭和47年10月から48  
年3月までの保険料を過年度納付していることを踏まえると、申立期間②の  
保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

#### 2 一方、申立期間③については、34か月と長期間である上、申立期間前後の厚生年金保険の被保険者期間は、平成2年1月6日に厚生年金保険の統合 処理がされているところ、その際に当該期間に係る国民年金保険料の還付は

発生していないことから判断すると、申立期間当時において、申立人の国民年金保険料は未納であったと考えるのが自然である。

また、申立期間④については、当該期間直後の昭和 63 年 4 月から平成元年 11 月までが申請免除期間である上、申立人夫婦は、国民年金の再加入手続や保険料納付についての記憶が曖昧である。

さらに、申立期間③及び④について、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 48 年 11 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私と夫は、同じ期間について国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の国民年金保険料について、夫は納付済みとなっているのに、私は未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人の夫の申立期間に係る記録については、i) 夫に係るA市の国民年金被保険者名簿から、申立期間のうち昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料を46年10月7日に過年度納付していること、ii) 夫に係る特殊台帳から、納付日は不明であるものの、申立期間のうち44年4月から同年6月までの国民年金保険料を第1回特例納付により納付していることが、それぞれ確認及び推認できる。

また、申立人は、「私と夫は、同じ期間について国民年金保険料を納付したはずである。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和46年6月頃に夫と連番で払い出されており、申立人及び夫に係るA市の国民年金被保険者名簿により国民年金保険料の納付日が確認できる同年11月以降の期間については、申立人及び夫の納付日が一致していることから判断すると、申立人の主張は基本的に信用でき、上記のとおり申立人の夫が納付済みである申立期間についても、国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、i) 申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿において、「台帳不明に付再発す 46.10.22」と記載されていることが確認できること、ii) 夫に係る同市の国民年金被保険者名簿において、夫は昭和45年度の国民年金保険料を過年度納付している記録となっている一方、申立人に係る同市の国民年金

被保険者名簿において、申立人の同年度の国民年金保険料も過年度納付している記録となるべきところ、現年度納付している記録となっていることから、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿における昭和46年10月以前の記録については、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成17年9月から同年11月までの期間は13万4,000円、同年12月は11万8,000円、18年3月は12万6,000円、同年4月から同年6月までの期間は13万4,000円、同年7月から同年9月までの期間は12万6,000円、同年10月から同年12月までの期間は13万4,000円、19年1月は11万8,000円、同年2月は12万6,000円、同年3月から同年8月までの期間は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月1日から19年9月1日まで

私は、A社に平成17年9月1日から20年11月27日までの期間において勤務した。

申立期間における標準報酬月額が、私が保管している給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額より低い月額となっているので、標準報酬月額の記録を給与明細書の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。



したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する平成17年9月から19年8月までの期間に係る給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、17年9月から同年11月までの期間は13万4,000円、同年12月は11万8,000円、18年3月は12万6,000円、同年4月から同年6月までの期間は13万4,000円、同年7月から同年9月までの期間は12万6,000円、同年10月から同年12月までの期間は13万4,000円、19年1月は11万8,000円、同年2月は12万6,000円、同年3月から同年8月までの期間は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、根拠となる資料が無いので不明としているが、前述の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していない一方、A社に係る平成18年及び19年の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において確認できる標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから判断すると、同社は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年1月及び同年2月については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていることが確認できるものの、当該給与明細書における報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

## 大分厚生年金 事案 922

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和56年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月1日から同年10月1日まで

私は、A事業所に昭和55年10月1日から56年10月末日までの期間において継続して勤務していたので、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、複数の同僚及び事業主の供述から判断すると、申立人はA事業所及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和56年10月1日にA事業所からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和56年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺

事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C町工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和20年11月27日、資格喪失日は22年5月5日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年11月から21年3月までの期間は30円、同年4月は90円、同年5月から同年12月までの期間は270円、22年1月から同年4月までの期間は330円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月27日から22年5月5日まで

私は、昭和20年11月頃に、私の姉と一緒にA社C町工場に入社した。私の姉は約半年間において勤務した後退職したが、私は22年5月頃までの期間において同社C町工場に勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及びA社C町工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社C町工場に勤務していたことが認められる。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の名前と一字の漢字が異なる氏名が記載されているものの、姓及び生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当該被保険者記録における資格取得日は昭和20年11月27日と記載されているところ（資格喪失日は未記載）、当該被保険者名簿において、申立人がA社C町工場と一緒に入社したとする申立人の姉と判断される者及び前述の同僚に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が同日であることが確認できることなどから

判断すると、当該厚生年金保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと認められる。

さらに、前述の被保険者名簿と同様に申立人の記録に相違ないと認められる厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、資格喪失日は昭和22年5月5日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年11月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年5月5日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者台帳の記録から、昭和20年11月から21年3月までの期間は30円、同年4月は90円、同年5月から同年12月までの期間は270円、22年1月から同年4月までの期間は330円とすることが妥当である。

## 大分厚生年金 事案 924

### 第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を平成15年12月22日は41万6,000円、16年7月22日は47万2,000円、同年12月22日は39万4,000円、17年7月25日は43万6,000円、同年12月22日は42万5,000円、19年7月25日は52万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日  
② 平成16年7月22日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月25日  
⑤ 平成17年12月22日  
⑥ 平成19年7月25日

私が勤務しているA社に係る厚生年金保険の被保険者記録のうち、全ての申立期間の標準賞与額について、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額と比較して、低い額で記録されていることに納得できない。

調査の上、当該期間の標準賞与額の記録を実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び⑥については、申立人が所持する賞与支払明細書に記載された賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、前述の賞

与支払明細書から確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間①は41万6,000円、申立期間②は47万2,000円、申立期間⑥は52万5,000円とすることが必要である。

- 2 申立期間③から⑤までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間③から⑤までの標準賞与額については、申立人が所持する賞与支払明細書に記載された賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、申立期間③は39万4,000円、申立期間④は43万6,000円、申立期間⑤は42万5,000円とすることが妥当である。

- 3 申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「全ての申立期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に係る標準賞与額を誤って記載した。」と認めているところ、申立期間④から⑥までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載されている標準賞与額とオンライン記録上の標準賞与額は一致していることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年12月8日であると認められることから、申立期間④の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については41万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月1日から6年7月1日まで  
② 平成8年2月1日から同年10月1日まで  
③ 平成10年1月1日から同年10月31日まで  
④ 平成10年10月31日から同年12月8日まで

申立期間①について、私がB社の事業主だった時に、社会保険料の納付が少し遅れたため、社会保険事務所（当時）から支払回数を増やして月々の納付額を減らすなどの保険料の納付方法に係る指導を受け、指示された書類を提出したと思う。しかし、標準報酬月額が申立期間①前の28万円から24万円に減額されていたとは知らなかったため、申立期間①前の標準報酬月額である28万円に記録を訂正してほしい。

申立期間②及び③について、私が勤務していたA社において当該期間に実際に支給されていた給与額と比較して標準報酬月額が低く記録されていることに納得できない。実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

申立期間④について、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、平成10年12月8日に同年10月31日に遡って厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることに納得できない。厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録及び事業主の供述から判断すると、申立人は当該期間においてA社に勤務していることが認められる

また、オンライン記録において、申立人のA社が厚生年金保険の適用事



業所に該当しなくなった処理を平成 10 年 12 月 8 日付けで同年 10 月 31 日に遡って行ったことにより、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る処理も同日に遡及して処理されたことが確認できる。

さらに、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされている平成 10 年 12 月 8 日付けで、同社に係る申立人以外の厚生年金保険の被保険者 3 人についても申立人と同様に遡って厚生年金保険被保険者の資格喪失に係る処理が行われていることが確認できるが、商業登記簿謄本により、同社は厚生年金保険法の適用事業所でなくなった日である同年 10 月 31 日において法人事業所であることが確認できるところ、当該処理日前の被保険者記録から複数の従業員が在籍していたことが推認されることなどから判断すると、同社は厚生年金保険法における適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 10 年 10 月 31 日に資格を喪失した旨の処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該遡及喪失処理が行われた同年 12 月 8 日であると認められる。

また、申立期間④に係る標準報酬月額については、当該遡及訂正処理が行われる前のオンライン記録から、41 万円とすることが妥当である。

2 申立人は、B社における申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額等を確認できる給与明細書等の資料は無いものの、実際の報酬月額より低く記録されているとして申し立てている。

しかしながら、オンライン記録から、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 5 年 8 月 9 日付けで同年 7 月の随時改定により 24 万円と記録されており、同年 8 月 18 日付けで同年 10 月の定時決定により 24 万円と記録されていることが確認でき、申立人の標準報酬月額について不自然な記録訂正等の形跡は見当たらない。

また、年金記録確認地方第三者委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第 1 条第 1 項ただし書きでは、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、商業登記簿謄本により、申立人は申立期間①において、B社の代表取締役であったことが確認でき、申立人は、「社会保険料の納付が遅れたため、社会保険事務所から保険料を納付しやすいように標準報酬月額を変更するのではなく、支払回数を増やして月々の納付額を減らすなどの保険料の納付方法に係る指導を受け、指示された書類を提出したと思う。」と供述していることから判断すると、申立人は特例法第 1 条第 1 項ただし書に該当する立場であったと認められる。

これらのことから、仮に申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、特例法第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間①については、同法に基づく記録の訂正を認めることはできない。

- 3 申立人は、申立期間②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

両申立期間について、A社の現事業主は、「申立期間②については、入社当初の基本給が16万円程度だったため、標準報酬月額を16万円として届け出たと思われる。両申立期間について、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたと思う。」と供述しているところ、同社が保管する賃金台帳の記録から、両申立期間について、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成7年10月から8年9月までの期間は56万円、同年10月から同年12月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年1月31日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が遡って訂正されていることが分かったが、私の保管する給与所得の源泉徴収票により同社から実際に支給されていた給与額及び社会保険料等の控除額が確認できるので、当該期間について遡及して訂正される前の標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成7年10月から8年9月までの期間は56万円、同年10月から同年12月までの期間は59万円とそれぞれ記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である9年1月31日の後の同年2月3日付けで、申立期間の全てについて、7年10月1日に遡及して20万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成8年1月から同年12月までの期間について、申立人の保管する平成8年分給与所得の源泉徴収票を検証したところ、当該源泉徴収票に記載された給与支払額を12月で除した報酬月額に相当する標準報酬月額は、少なくともオンライン記録における訂正前の標準報酬月額（平成8年1月から同年9月までの期間は56万円、同年10月から同年12月までの期間は59万円）より高額であったことが認められる上、当該源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金

保険料、健康保険料、及び推認できる雇用保険料の合計と符合することが推認できる。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、前述の訂正処理が行われた当時において同社の取締役であったことが確認できるものの、同社の元事業主は、「当時、会社の経営が不安定で他の役員が辞任する中で、定款上は役員が3人以上必要であったため、やむなく申立人を名目上の役員として登記しただけのことであり、実際には申立人は営業職の従業員であった。当社は社会保険料の滞納があり、平成9年1月に不渡りを出した後に社会保険事務所に出席し保険料納付についての相談を行ったが、その後どのような処理がなされたかは知らなかった。しかしながら、相談に行った後は社会保険料の督促が無くなったので、今思えば役員である厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬月額を遡及訂正し、滞納保険料と相殺したのではないかと思うが、申立人はこのことを知らないはずである。」と供述していることから判断すると、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に、申立人は関与及び同意していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成7年10月から8年9月までの期間は56万円、同年10月から同年12月までの期間は59万円）に訂正することが必要と認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの期間、39 年 4 月から同年 12 月までの期間、46 年 8 月から 49 年 9 月までの期間及び 51 年 10 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、53 年 4 月から 57 年 3 月までの期間、60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び平成 3 年 4 月から 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料についても、全額免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 39 年 4 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 46 年 8 月から 49 年 9 月まで  
④ 昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月まで  
⑤ 昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月まで  
⑥ 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで  
⑦ 平成 3 年 4 月から 4 年 3 月まで

私と妻は、夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を地区の納税組合を通じて納付していた。

昭和 53 年 4 月以降は、毎年、国民年金保険料の免除申請をしていた。私たち夫婦で一緒に免除申請の手続を行ったり、国税局の担当者が私たちに代わって、免除申請の手続をしてくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が納付及び全額免除期間となっていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 35 年 11 月に夫婦連番で払い出された上で、国民年金制度発足当初の 36 年 4 月から同年 12 月まで国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人夫婦が一緒に国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたことがうかがえるところ、申立期間①及び②については申立人夫婦共に未納となることが確認できる。

また、申立期間③については、申立人の妻が納付済みである期間（昭和 48

年4月から49年8月まで)はあるものの、申立人から申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる具体的な供述及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間④については、申立人の妻は法定免除(昭和51年7月から52年3月まで)及び未納(昭和52年4月から53年3月まで)となっている期間であり、申立人の当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間⑤、⑥及び⑦については、申立人は、「A市の学校で夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請をした覚えがあるが、免除承認通知書を受け取った記憶がない。」、「当該期間の保険料の免除申請は、私が免除申請の手続を行ったことはなく、B国税局の担当官が、私たち夫婦が60歳に到達するまで申立人の保険料の免除申請手続を行ってくれることになっていた。」旨それぞれ主張しているところ、A市は、「学校で年金相談等を行い、申請免除の受付をしたことはないと思う。」と回答している上、B国税局は、「徴収担当官は国税の徴収を行うのみで、国民年金保険料の申請免除に係る手続を本人に代わって行うようなことはない。」と回答しており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

このほか、申立期間は、複数回かつ長期間である上、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付及び免除申請したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料が納付及び免除申請されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付及び全額免除されていたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 777

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの期間、39 年 4 月から 48 年 3 月まで期間及び 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、53 年 4 月から平成 7 年 1 月までの国民年金保険料についても、全額免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 39 年 4 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 40 年 1 月から同年 4 月まで  
④ 昭和 40 年 5 月から 46 年 7 月まで  
⑤ 昭和 46 年 8 月から 48 年 3 月まで  
⑥ 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで  
⑦ 昭和 53 年 4 月から 61 年 2 月まで  
⑧ 昭和 61 年 3 月から平成 7 年 1 月まで

私と夫は、夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を地区の納税組合を通じて納付していた。

昭和 53 年 4 月以降は、毎年、国民年金保険料の免除申請をしていた。私たち夫婦で一緒に免除申請の手続を行ったり、国税局の担当者が私たちに代わって、免除申請の手続をしてくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が納付及び全額免除期間となっていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 35 年 11 月に夫婦連番で払い出された上で、国民年金制度発足の昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人夫婦と一緒に国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたことがうかがえるところ、申立期間①、②、⑤及び⑥については、申立人夫婦共に未納となっていることが確認できる。

また、申立期間③については、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者期間として平成 19 年 8 月 15 日に追加処理されているところ、その際に当該期間に係る国民年金保険料の還付は発生していないことから判断すると、申立期間当時において、申立人夫婦共に国民年金保険料は未納であったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間④については、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者期間であり、オンライン記録によると、申立人は国民年金に未加入であることが確認できることから、申立期間当時、申立人に国民年金保険料の納付書は発行されなかったものと考えられる。

加えて、申立期間⑦及び⑧については、申立人は、「A市の学校で夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請をした覚えがあるが、免除承認通知書を受け取った記憶がない。」、「当該期間の保険料の免除申請は、私が免除申請の手続を行ったことはなく、B国税局の担当官が、私たち夫婦が 60 歳に到達するまで申立人の保険料の免除申請手続を行ってくれることになっていた。」旨をそれぞれ主張しているところ、A市は、「学校で年金相談等を行い、申請免除の受付をしたことはないと思う。」と回答している上、B国税局は、「徴収担当官は国税の徴収を行うのみで、国民年金保険料の申請免除に係る手続を本人に代わって行うようなことはない。」と回答しており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間⑧については、申立人は昭和 61 年 3 月に国民年金の資格を喪失していることから、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請はできなかったものと考えられる。

このほか、申立期間は、複数回かつ長期間である上、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付及び免除申請したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付及び免除申請されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付及び全額免除されていたものと認めることはできない。



## 大分国民年金 事案 778

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間について、それぞれ A 市の臨時職員として勤務しており、厚生年金保険には加入できなかったことから、国民年金に加入し、納付していたはずだが、未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、B 市に係る国民年金被保険者名簿から、昭和 60 年 2 月 12 日を資格取得日として同市で国民年金に任意加入していることが確認できる上、申立期間当時、A 市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間当時、申立人と同居していた両親は病気又は既に亡くなっているため、当時の納付状況等を聴取することが困難であり、当時の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年9月までの期間、9年6月から同年9月までの期間、10年1月及び同年2月、10年7月及び同年8月、並びに13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月から6年9月まで  
② 平成9年6月から同年9月まで  
③ 平成10年1月及び同年2月  
④ 平成10年7月及び同年8月  
⑤ 平成13年3月

私の国民年金保険料は、私の母親が国民年金の加入手続を行い、自宅に集金に来ていた市の担当者に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金保険料は、自宅に集金に来ていた市の担当者に納付していた。」旨を主張しているところ、A市では申立期間当時、国民年金の収納嘱託員が戸別訪問していたことは確認できるものの、社会保険庁（当時）のオンライン記録及びA市の国民年金加入者索引カードに申立人の氏名は無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は、未加入期間と考えられ、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立期間②、③、④及び⑤に係る国民年金保険料を納付するためには、再加入手続が必要となるが、申立人及び申立人の母親は、当該期間に係る国民年金への再加入手続及び保険料納付について、いずれも「国民年金の再加入手続をしたことはない。」旨を主張している上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたと主張する申立人の母親は、「申立期間②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付したことはない。」と証言しているなど、申立人の主張に不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付

したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から50年3月までの期間及び平成18年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から50年3月まで  
② 平成18年4月から同年6月まで

私の国民年金への加入は、結婚を機に義父が加入手続をし、申立期間①の国民年金保険料は、義父が、義父母及び夫の分と一緒に私の分も地区の納税組合を通じて納付してくれていた。

申立期間②は、自分で国民年金保険料を金融機関で納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「私の国民年金への加入は、結婚を機に義父が加入手続をし、毎月、義父母及び夫の分と一緒に私の分の国民年金保険料も地区の納税組合を通じて納付してくれていた。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和50年9月頃に払い出されたことが推認でき、申立期間①は、その際に資格取得日が20歳到達時（平成19年3月に申立人に係る厚生年金保険の記録が追加処理されたことにより、国民年金の資格取得日は厚生年金保険の資格喪失日である昭和47年3月26日に変更）に遡及したことによる未納期間であることが認められることから、申立人は、申立期間①当時、国民年金に未加入であり、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を地区の納税組合で現年度納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人に上記手帳記号番号が払い出された昭和50年9月時点では、申立期間①のうち、47年3月から48年6月までは既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の国民年金保険料が納付された

ことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の義父が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の義父は既に死亡しており、申立期間①に係る国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況等が不明である。

申立期間②については、3か月と短期間であり、申立期間②前後の国民年金保険料は過年度納付されていることが確認できるものの、税務署及び市が保管する申立人の平成18年度から21年度まで（平成17年中から20年中まで）の期間に係る確定申告書又は所得・税額証明書からは、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを確認できない。

このほか、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 781

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで  
私の居住している地区は、婦人会が国民年金保険料の集金を行っていた。私も婦人会の役員をしており、国民年金保険料を集金していたので、昭和36年4月から国民年金に加入し、国民年金保険料も納付していたのは間違いない。  
申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者記録から、昭和40年1月13日を資格取得日として同年1月頃に任意加入した際に払い出されていることが推認できることから、申立期間は任意未加入期間となり、納付書は発行されず、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、住所の異動も無く、A町（当時）において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 782

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は大学卒業後の昭和 60 年 4 月から 1 年間、A 事業所に勤務した。この期間は両親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いているので、申立期間が国民年金に未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は両親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。」旨を主張しているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿から、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、納付書は発行されず、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の母親は、「申立人の国民年金への加入と同時に国民健康保険にも加入した。」旨主張しているところ、A 市は、「昭和 60 年頃に申立人が国民健康保険に加入した事跡は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の両親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 783

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年9月までの期間及び47年4月から51年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から46年9月まで  
② 昭和47年4月から51年10月まで

私は、昭和55年6月に国民年金に加入して、同時にそれまで未納となっていた全ての期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和55年6月に国民年金に加入して、同時にそれまで未納となっていた全ての期間の国民年金保険料をまとめて納付した。」旨主張しているが、申立人の国民年金に係る記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月頃に払い出され、直後の同年6月30日に第3回特例納付（附則第4条）により、申立期間①直前の36年4月から44年2月までの期間（95月）の国民年金保険料が一括納付されていることが確認できる。

このことについて、申立人が国民年金に加入した昭和55年6月時点では、60歳到達時まで国民年金保険料を完納した場合における通算月数は205月（国民年金保険料納付済期間は161か月、厚生年金保険被保険者期間は44か月）となり、年金受給に必要な最低限の納付月数（300月）を満たさないことから、申立人の上記特例納付（95月納付）は、年金受給に必要な納付月数を満たすことを目的としていたものと考えられ、申立人が、申立期間の国民年金保険料についても、特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の昭和46年10月から47年3月までの厚生年金保険の被保険者期間は平成5年12月16日に記録の追加処理がされており、55年6月時点においては、当該期間を含めて国民年金の強制加入期間として把握されていたものと推認されるが、上記追加処理の際に当該期間に係る国民年金保険料が還付処理された事情は見当たらない。



さらに、申立人は、昭和 55 年 6 月に一括で納付したとする国民年金保険料の金額についての記憶が曖昧であり、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 927

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 39 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務し、B業務に従事していた。当該期間において実際に支給されていた給与額と比較すると、標準報酬月額が低く記録されていることに納得できない。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業を引き継いだとするC社は、「申立期間当時における社会保険料の控除等に関する賃金台帳等の資料は保存しておらず、厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無い。」と回答している上、申立人もその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人の標準報酬月額について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

さらに、商業登記簿謄本でA社の役員であることが確認できる当時の同僚は、「同期入社の方の基本給の額は職種にかかわらず同一であり、毎年4月に昇給を行っていた。」と供述しているところ、前述の被保険者原票において、申立人と同様に昭和37年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚33人について調査したところ、当該同僚らの標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない上、当該複数の同僚は、「私のA社に係る標準報酬月額の記録は、給与支給額とおおむね一致している。」

旨の供述をしている。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 928

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

私は、A社において取締役であり、社会保険事務手続きを含む事務全般を担当していた。平成 9 年 10 月に退職するまでの期間において、役員報酬は変わらなかったはずなのに、同年 4 月から同年 9 月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられた記録となっていることに納得できない。

申立期間について、引き下げが行われる前の当初の標準報酬月額と同じ月額となるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 9 年 4 月は 30 万円、同年 5 月から同年 9 月までの期間については 44 万円と記録されていたところ、同年 10 月 24 日付けで、申立期間の全てについて、遡って 20 万円に引き下げられており、その後、同年 10 月 31 日付けでA社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、申立人は、「平成 9 年 8 月頃から厚生年金保険料の納付が遅れ始めた。」と供述していることから判断すると、A社は前述の遡及訂正がなされた時期頃に厚生年金保険料の滞納があったことがうかがわれる上、申立人は、「社会保険事務所（当時）に相談して、会社が廃業した後に約 1 年半かけて毎月約 3 万円ずつ分割で保険料を納付した。」と供述していることなどから判断すると、当時、同社は社会保険事務所から保険料納付を強く要請されていたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、申立期間において同社の取締役であることが確認できる上、申立人は、「給与計算及び社会保険事務手続き全般を担当していた。A社の代表者印は私が管理していた。」と供述して

いることなどから判断すると、同社の厚生年金保険に係る標準報酬月額届出事務について自ら執行していた、又は執行させる権限を有している立場にあったと考えられる。

加えて、申立人はA社における健康保険厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、健康保険任意継続保険被保険者の資格取得手続きを行い、遡及して減額の訂正処理が行われた健康保険の標準報酬月額に基づく健康保険任意継続保険料を法定期間である2年間にわたり納付していることなどから判断すると、申立期間に係る平成9年10月24日の処理に関しても、社会保険事務担当者でもあった申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役及び事務担当者として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を認めることはできない。